独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○経済産業省令第六十六号

経済産業省組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十七号）の施行に伴い、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十条　削除	（ロボット政策室） **第三十条**　産業機械課に、ロボット政策室を置く。 ２　ロボット政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　産業機械課の所掌事務に係る物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務のうちロボットに関すること。 二　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。 ３　ロボット政策室に、室長を置く。
（デジタル取引環境整備室、情報技術利用促進室及びデジタル高度化推進室） **第三十二条**　情報経済課に、デジタル取引環境整備室、情報技術利用促進室及びデジタル高度化推進室を置く。 ２・３　（略） ４　情報技術利用促進室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務（デジタル高度化推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ５　情報技術利用促進室に、室長を置く。 ６　デジタル高度化推進室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務のうち情報処理システムの高度利用及び戦略的な利用の促進に関する企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。 ７　デジタル高度化推進室に、室長を置く。	（デジタル取引環境整備室） **第三十二条**　情報経済課に、デジタル取引環境整備室を置く。 ２・３　（略） （新設） （新設） （新設） （デジタル高度化推進室） **第三十二条の三**　情報技術利用促進課に、デジタル高度化推進室を置く。 ２　デジタル高度化推進室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進に関する事務のうち情報処理システムの高度利用及び戦略的な利用の促進に関する企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。 ３　デジタル高度化推進室に、室長を置く。
（ＡＩロボティクス室） **第三十二条の三**　情報処理システム開発・ロボット課に、ＡＩロボティクス室を置く。 ２　ＡＩロボティクス室は、経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関する事務をつかさどる。 ３　ＡＩロボティクス室に、室長を置く。	